
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 3 号
令和 4 年 7 月 15 日

那覇市監査委員	渡	口	勇	人
〃	宮	城		哲
〃	城	間		貞
〃	奥	間		亮

令和 4 年度財政援助団体等監査の結果について（公表）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項に基づき実施した令和 4 年度財政援助団体等監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第2 監査の対象

1 公の施設の管理団体

対象施設	指定管理者	所管部署
那覇市末吉老人福祉センター	社会福祉法人 陽風会	福祉部 ちゃーがん じゅう課
那覇市壺川老人福祉センター		
那覇市辻老人憩の家		
那覇市体育施設 (那覇市民体育館) (漫湖公園市民庭球場) (那覇市民首里石嶺プール)	特定非営利活動法人 那覇市体育協会	生涯学習部 市民スポーツ 課
那覇市営奥武山体育施設 (那覇市営奥武山球場) (那覇市営奥武山屋内運動場) (那覇市営奥武山トレーニング室)		

2 対象年度

原則として、令和2年度を対象とする。

第3 監査の期間

令和4年4月6日から令和4年6月28日まで

第4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第22条別項「第5財政援助団体等監査の着眼点」に準じ、主として以下の事項とする。

1 所管部署関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は適正・公正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

- (4) 事業報告書の点検は、適切になされているか。
- (5) 自主事業は適切に行われ、その収支状況は適切に把握しているか。
- (6) 指定管理者に対して適示かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (7) 指定管理者の経営状況の把握に努めているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

2 指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金制を採用している場合には、利用料金の設定、収納は適正に行われているか。また、利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (4) 自主事業は適切に行われ、収支状況は明確になっているか。
- (5) 利用促進のための努力はなされているか。
- (6) 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業会計と明確に区分され、適正に管理されているか。
- (7) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (8) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。

第5 監査の主な実施手続

- 1 所管部署及び指定管理団体に関係書類を求める。
- 2 書類審査を行う。
- 3 事務局職員による予備監査を行う。
- 4 監査委員による監査を行う。
- 5 指摘事項等についての弁明、見解等の聴取。

第6 監査の実施場所及び主な日程

1 実施場所

所管部署、指定管理団体及び監査会議室（本庁舎12階）

2 主な日程

- (1) 実施通知日：4月6日（水）
- (2) 監査説明会：4月8日（金）
- (3) 予備監査：5月10日（火）～13日（金）
- (4) 監査委員監査：6月2日（木）、3日（金）
- (5) 弁明、見解等の聴取：6月28日（火）（申し出なく実施なし）

第7 施設概要

1 那覇市末吉老人福祉センター

(1) 施設概要

所在地	那覇市首里末吉町2丁目14番地
所管部署	福祉部 チャーがんじゅう課
設置目的	60歳以上の市民に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図る。
設置根拠	那覇市老人福祉センター条例
施設の概要	ア 開館日 昭和50年9月 イ 施設の種別 老人福祉センター ウ 構造 鉄筋コンクリート造2階建 エ 管理対象面積 931.98 m ² オ 施設内容 相談室、機能訓練回復室、集会室、教養室、娯楽室、多目的ホール、和室、ラウンジ、事務室 他
事業の概要	ア 生活相談及び健康相談に関する事。 イ 介護予防事業に関する事。 ウ レクリエーションに関する事。 エ 老人クラブに対する援助等に関する事。 オ その他市長が必要と認める事業

(2) 指定管理者の指定

指定管理者は、公募で那覇市社会福祉審議会高齢者福祉介護審査部会への諮問、答申、庁議の承認及び那覇市議会の議決を経て指定している。

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人 陽風会
代表者	高良 健
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
設立目的	この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
設立年月日	平成18年3月2日
事業内容	1 第一種社会福祉事業 ア 経費老人ホーム「ケアハウス常夏の島」の設置経営 イ 特別養護老人ホームの設置経営 2 第二種社会福祉事業 ア 老人福祉センター（那覇市末吉老人福祉センター）

	の経営 イ 老人福祉センター（那覇市壺川老人福祉センター） の経営
指定管理業務 の内容	那覇市末吉老人福祉センターの管理運営

(4) 管理運営の内容

那覇市末吉老人福祉センターの指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりである。

ア 利用許可に関する業務

イ 下記各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務

(ア)生活相談及び健康相談に関すること。

(イ)介護予防事業に関すること。

(ウ)レクリエーションの実施に関すること。

(エ)老人クラブに対する援助等に関すること。

(オ)その他市長が必要と認める事業

ウ 老人福祉センターの維持管理に関する業務

エ その他市長が必要と認める業務

(5) 利用料金及び指定管理料

老人福祉センターの利用料金は那覇市老人福祉センター条例第12条で規定され、指定管理料は年間1,155万2,000円となっている。

(6) 利用者の推移

単位：人

年度 施設名	平成29年 度	平成30年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
末吉老人福祉 センター	43,905	38,170	30,519	8,293	5,976

(7) 事業収支

単位：円

		費目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業活動による 収支	収 入	受託事業収入(指定管理料)	12,209,763	11,552,000	12,189,998
		雑収入	41,163	72,506	17,717
		事業活動収入計	12,250,926	11,624,506	12,207,715
	支 出	人件費支出	6,056,001	6,561,582	5,344,907
		職員給料支出	4,955,582	5,436,687	4,289,145
		職員賞与支出	498,850	421,850	445,273
		法定福利費支出	601,569	703,045	610,489
		事業費支出	3,435,920	2,567,003	3,047,537
		教養娯楽費支出	1,691,816	1,083,825	759,825

		水道光熱費支出	1,569,154	1,309,073	1,301,848
		消耗器具備品費支出	127,416	129,976	149,864
		保険料支出	47,534	39,844	—
		雑支出	—	4,285	836,000
		事務費支出	2,672,416	1,383,445	2,287,469
		福利厚生費支出	19,930	—	7,152
		旅費交通費支出	20,110	—	—
		事務消耗品費支出	196,337	163,916	154,419
		印刷製本費支出	12,100	—	—
		修繕費支出	767,855	118,800	804,100
		通信運搬費支出	227,291	214,369	226,953
		業務委託費支出	600,564	218,646	281,053
		手数料支出	363,469	90,200	261,102
		租税公課支出	—	2,414	—
		保守料支出	464,760	575,100	552,690
		その他の支出	—	—	467,636
		雑支出	—	—	467,636
		事業活動支出計	12,164,337	10,512,030	11,147,549
		事業活動資金収支差額	86,589	1,112,476	1,060,166
施設整備等による収支	収入		—	—	—
		施設整備等収入計	0	0	0
	支出	固定資産取得支出	—	539,000	—
		器具及び備品取得支出	—	539,000	—
		施設整備等支出計	0	539,000	0
	施設整備等資金収支差額	0	-539,000	0	
その他の活動収	収入	サービス区分間繰入金収入	39,591	—	—
		その他の活動収入計	39,591	0	0
	支出	その他の支出	126,180	—	—
		その他の活動支出計	126,180	0	0
		その他の活動資金収支差額	-86,589	0	0
	資金収支差額合計	0	573,476	1,060,166	

※指定管理者：社会福祉法人陽風会

2 那覇市壺川老人福祉センター

(1) 施設概要

所在地	那覇市壺川2丁目3番11号
所管部署	福祉部 チャーがんじゅう課
設置目的	60歳以上の市民に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図る。
設置根拠	那覇市老人福祉センター条例
施設の概要	ア 開館日 昭和56年5月 イ 施設の種別 老人福祉センター ウ 構造 鉄筋コンクリート造2階建 エ 管理対象面積 2,587.46 m ² オ 施設内容 相談室・機能訓練回復室・大広間・教養室・娯楽室・多目的ホール・浴室・事務室他
事業の概要	ア 生活相談及び健康相談に関すること。 イ 介護予防事業に関すること。 ウ レクリエーションに関すること。 エ 老人クラブに対する援助等に関すること。 オ その他市長が必要と認める事業

(2) 指定管理者の指定

指定管理者は、公募で那覇市社会福祉審議会高齢者福祉介護審査部会への諮問、答申、庁議の承認及び那覇市議会の議決を経て指定している。

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人 陽風会
代表者	高良 健
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
設立目的	この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
設立年月日	平成18年3月2日
事業内容	1 第一種社会福祉事業 ア 経費老人ホーム「ケアハウス常夏の島」の設置経営 イ 特別養護老人ホームの設置経営 2 第二種社会福祉事業 ア 老人福祉センター（那覇市末吉老人福祉センター）の経営 イ 老人福祉センター（那覇市壺川老人福祉センター）の経営

指定管理業務の内容	那覇市壺川老人福祉センターの管理運営
-----------	--------------------

(4) 管理運営の内容

那覇市壺川老人福祉センターの指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりである。

- ア 利用許可に関する業務
- イ 下記各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
 - (ア)生活相談及び健康相談に関すること。
 - (イ)介護予防事業に関すること。
 - (ウ)レクリエーションの実施に関すること。
 - (エ)老人クラブに対する援助等に関すること。
 - (オ)その他市長が必要と認める事業
- ウ 老人福祉センターの維持管理に関する業務
- エ その他市長が必要と認める業務

(5) 利用料金及び指定管理料

老人福祉センターの利用料金は那覇市老人福祉センター条例第 12 条で規定され、指定管理料は年間 1,219 万 1,000 円となっている。

(6) 利用者の推移

単位：人

施設名 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
壺川老人福祉センター	62,880	59,857	50,911	16,536	10,220

(7) 事業収支

単位：円

費目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業活動による収支	収入	受託事業収入（指定管理料等）	12,191,000	12,432,450	12,191,004
		雑収入	315,595	244,769	57,591
		事業活動収入計	12,506,595	12,677,219	12,248,595
	支出	人件費	5,915,889	5,971,565	6,315,651
		職員給料支出	4,950,000	4,934,027	5,216,238
		職員賞与支出	365,900	373,900	348,260
		法定福利費支出	599,989	663,638	751,153
		事業費支出	4,725,972	3,323,370	4,690,755
		教養娯楽費支出	2,127,140	1,254,900	810,900
		水道光熱費支出	2,464,077	1,820,333	1,661,661
	消耗器具備品費支出	84,763	198,069	353,694	

		保険料支出	49,992	39,783	—
		車両費支出	—	6,000	—
		雑支出	—	4,285	1,864,500
		事務費支出	1,920,325	1,826,646	1,749,178
		福利厚生費支出	21,413	726	41,536
		旅費交通費支出	—	2,520	—
		事務消耗品費支出	161,383	169,075	208,530
		修繕費支出	217,966	437,180	178,200
		通信運搬費支出	208,306	209,684	224,697
		業務委託費支出	362,732	290,927	221,327
		手数料支出	363,145	90,420	261,088
		租税公課支出	—	2,414	—
		保守料支出	585,380	623,700	613,800
		その他の支出	—	—	1,041,398
		雑支出	—	—	1,041,398
		事業活動支出合計	12,562,186	11,121,581	13,796,982
		事業活動資金収支差額	-55,591	1,555,638	-1,548,387
施設整備による収支	収入	—	—	—	—
		施設整備等収入計	0	0	0
	支出	固定資産取得支出	—	484,000	—
		器具及び備品取得支出	—	484,000	—
施設整備等支出計		0	484,000	0	
		施設整備等資金収支差額	0	-488,000	0
その他の活動収	収入	サービス区分間繰入金収入	181,771	—	1,600,000
		その他の活動収入計	181,771	0	1,600,000
	支出	その他の支出	126,180	—	—
		その他の活動支出計	126,180	0	0
		その他の活動資金収支差額	55,591	0	0
		資金収支差額合計	0	1,071,638	51,613

※指定管理者：社会福祉法人陽風会

3 那覇市辻老人憩の家

(1) 施設概要

所在地	那覇市辻2丁目14番1号 辻市営住宅1階及び地下
所管部署	福祉部 ちゃーがんじゅう課

設置目的	60歳以上の市民に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図る。
設置根拠	那覇市老人憩の家条例
施設の概要	ア 開館日 平成3年10月 イ 施設の種別 老人憩の家 ウ 構造 鉄筋コンクリート造 エ 管理対象面積 480.0㎡ オ 施設内容 事務室、会議室、健康増進室、大広間、談話室 ステージ、控室、浴室
事業の概要	ア 教養講座、レクリエーション等の実施に関すること。 イ 介護予防事業に関すること。 ウ その他市長が必要と認める事業

(2) 指定管理者の指定

指定管理者は、公募で那覇市社会福祉審議会高齢者福祉介護審査部会への諮問、答申、庁議の承認及び那覇市議会の議決を経て指定している。

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人 陽風会
代表者	高良 健
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
設立目的	この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
設立年月日	平成18年3月2日
事業内容	1 第一種社会福祉事業 ア 経費老人ホーム「ケアハウス常夏の島」の設置経営 イ 特別養護老人ホームの設置経営 2 第二種社会福祉事業 ア 老人福祉センター（那覇市末吉老人福祉センター）の経営 イ 老人福祉センター（那覇市壺川老人福祉センター）の経営
指定管理業務の内容	那覇市辻老人憩の家の管理運営

(4) 管理運営の内容

那覇市辻老人憩の家の指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりである。

- ア 利用許可に関する業務
- イ 下記各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
 - (ア) 教養講座、レクリエーション等の実施に関すること。
 - (イ) 介護予防事業に関すること。
 - (ウ) その他市長が必要と認める事業
- ウ 老人憩の家の維持管理に関する業務
- エ その他市長が必要と認める業務

(5) 利用料金及び指定管理料

老人憩の家の利用料金は那覇市老人憩の家条例第12条で規定され、指定管理料（消費税及び地方消費税を含む）は年間1,112万3,000円となっている。

(6) 利用者の推移

単位：人

施設名 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
辻老人憩の家	30,009	28,223	24,605	7,083	5,826

(7) 事業収支

単位：円

		費目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業活動による収支	収入	受託事業収入(指定管理料)	11,143,605	11,123,000	11,122,998
		雑収入	—	—	—
		事業活動収入計	11,143,605	11,123,000	11,122,998
	支出	人件費支出	6,134,623	5,965,572	6,028,461
		職員給料支出	5,014,000	4,854,000	4,871,000
		職員賞与支出	479,750	478,700	479,270
		法定福利費支出	640,873	632,872	678,191
		事業費支出	2,999,504	2,449,241	2,270,677
		教養娯楽費支出	1,697,700	1,158,900	702,900
		水道光熱費支出	1,112,071	898,760	992,807
		消耗器具備品費支出	144,879	350,933	151,470
		保険料支出	44,854	36,363	—
		雑支出	—	4,285	423,500
		事務費支出	1,855,170	1,158,712	1,476,046
福利厚生費支出	22,332	726	32,428		
研修研究費支出	7,500	—	—		
事務消耗品費支出	293,988	137,621	135,551		

		修繕費支出	155,704	52,000	175,832
		通信運搬費支出	171,677	176,382	188,986
		業務委託費支出	396,466	204,369	203,259
		手数料支出	339,423	90,200	244,990
		租税公課支出	—	2,414	—
		保守料支出	468,080	495,000	495,000
		その他の支出	—	—	1,060,073
		雑支出	—	—	1,060,073
		事業活動支出計	10,989,297	9,573,525	10,835,257
		事業活動資金収支差額	154,308	1,549,475	287,741
施設整備等による収支	収入		—	—	—
		施設整備等収入計	0	0	0
	支出	固定資産取得支出	121,605	—	—
		器具及び備品取得支出	121,605	—	—
		施設整備等支出計	121,605	0	0
	施設整備等資金収支差額	-121,605	0	0	
その他の活動収	収入	サービス区分間繰入金収入	93,477	—	—
		その他の活動収入計	93,477	0	0
	支出	その他の支出	126,180	—	—
		その他の活動支出計	126,180	0	0
		その他の活動資金収支差額	-32,703	0	0
	資金収支差額合計	0	1,549,475	287,741	

※指定管理者：社会福祉法人陽風会

4 那覇市体育施設

(1) 施設概要

所在地	① 那覇市民体育館 那覇市字識名 1227 番地 ② 漫湖公園市民庭球場 那覇市鏡原町 37 番 1 号 ③ 那覇市民首里石嶺プール 那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番地 9
所管部署	生涯学習部 市民スポーツ課
設置目的	スポーツ・レクリエーション活動等の普及及び振興並びに市民の健康及び体力の増進を図るため
設置根拠	那覇市体育施設条例

施設の概要	<p>① 那覇市民体育館</p> <p>ア 供用開始日 昭和 62 年 4 月 1 日</p> <p>イ 施設の種別 体育館</p> <p>ウ 構造 鉄筋コンクリート造</p> <p>エ 管理対象面積 30,804 m²</p> <p>オ 施設内容 メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニングルーム、多目的室(兼卓球室)、会議室、役員選手控室、ステージ、観覧席、更衣室</p> <p>② 漫湖公園市民庭球場</p> <p>ア 供用開始日 昭和 62 年</p> <p>イ 施設の種別 庭球場</p> <p>ウ 管理対象面積 9,842 m²</p> <p>エ 施設内容 砂入り人工芝コート 10 面、クラブハウス、更衣室</p> <p>③ 那覇市民首里石嶺プール</p> <p>ア 供用開始日 平成 8 年 6 月 1 日</p> <p>イ 施設の種別 プール、トレーニングルーム</p> <p>ウ 構造 鉄筋コンクリート造</p> <p>エ 管理対象面積 1,301 m²</p> <p>オ 施設内容 25 メートルプール、幼児用プール、トレーニングルーム</p>
事業の概要	<p>ア スポーツ・レクリエーション等のための施設の提供に関する事業</p> <p>イ スポーツ・レクリエーションの指導及び普及に関する事業</p> <p>ウ 健康及び体力づくりに関する事業</p> <p>エ その他教育委員会が必要と認める事業</p>

(2) 指定管理者の指定

指定管理者は、公募で那覇市スポーツ推進審議会への諮問、答申、庁議の承認及び那覇市議会の議決を経て指定している。

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	特定非営利活動法人 那覇市体育協会
代 表 者	平良 悟
指 定 期 間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

設 立 目 的	那覇市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツ精神を培い、スポーツ・レクリエーションの普及・振興を図り、那覇市民の体育文化の発展に寄与することを目的とする。
設 立 年 月 日	平成 14 年 12 月 27 日
事 業 内 容	<p>1 特定非営利活動に係る事業</p> <p>(1) スポーツ等の行事の開催に関すること</p> <p>(2) スポーツ等の大会に、那覇市の代表選手を派遣すること</p> <p>(3) スポーツ等の団体の育成強化及び連絡調整に関すること</p> <p>(4) スポーツ等の指導者の資質の向上に関すること</p> <p>(5) スポーツ等の指導及び普及活動に関すること</p> <p>(6) スポーツ少年団の育成に関すること</p> <p>(7) 公の施設の指定管理事業に関すること</p> <p>(8) その他この法人の目的達成のために必要な事業</p> <p>2 その他の事業</p> <p>(1) 物品販売又は物品貸付等の事業</p>
指定管理業務の内容	那覇市体育施設（那覇市民体育館、漫湖公園市民庭球場、那覇市民首里石嶺プール）の管理運営

(4) 管理運営の内容

那覇市体育施設の指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりである。

ア 利用許可に関する業務

イ 次に掲げる事業の企画及び実施に関する業務

(ア) スポーツ・レクリエーション等のための施設の提供に関する事業

(イ) スポーツ・レクリエーションの指導及び普及に関する事業

(ウ) 健康及び体力づくりに関する事業

(エ) その他教育委員会が必要と認める事業

ウ 体育施設の維持管理に関する業務

エ その他教育委員会が必要と認める業務

(5) 利用料金及び指定管理料

那覇市体育施設の利用料金は、那覇市体育施設条例第9条で規定され、指定管理料（消費税及び地方消費税相当額含む）は年間 7,630 万 6,388 円となっている。

(6) 利用者の推移

単位：人

年度 施設名	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
那覇市民体育館	172,524	177,132	184,387	86,332	97,505

漫湖公園市民 庭球場	69,432	69,408	76,786	50,705	41,268
那覇市民首里 石嶺プール	40,868	42,495	39,796	15,955	13,083

(7) 事業収支

単位：円

		費目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業活動による収支	収 入	指定管理料	75,612,694	85,461,529	75,693,000
		利用料金収入	52,277,462	28,910,344	26,933,286
		修繕費	5,465,523	5,563,517	5,567,000
		物品購入費	731,656	715,000	704,000
		提案事業収入	3,141,448	872,541	454,993
		その他の収入	288,676	2,232,298	12,701,231
		収入計 (A)	137,517,459	123,755,229	122,053,510
	支 出	管理費	66,127,096	65,197,774	66,994,748
		人件費	59,235,496	58,304,519	60,093,457
		給与・法定福利費 ・退職等	59,235,496	58,304,519	60,093,457
		事務費	861,596	771,267	760,133
		旅費・委託料他	861,596	771,267	760,133
		租税公課費等	6,030,004	6,121,988	6,141,158
		物品購入費	731,656	715,000	704,000
		物品購入費	731,656	715,000	704,000
		事業費	68,494,290	55,846,929	53,442,494
		施設管理費	68,494,290	55,846,929	53,442,494
		通信運搬費	537,107	597,149	579,353
		消耗品費	2,777,323	2,477,804	2,508,507
		修繕費	5,465,523	5,563,517	5,567,000
印刷製本費	123,274	66,055	28,600		
燃料費	1,892,471	1,075,996	1,596,099		
光熱水費	26,256,235	16,152,397	17,224,501		
保険料	434,160	439,650	420,630		
委託料	28,701,567	27,128,948	24,905,683		
手数料	171,194	216,519	159,089		
使用料及び賃借料	2,135,436	2,128,894	442,952		

	雑費	0	0	10,080
	提案事業	1,369,974	338,583	48,475
	スポーツ教室事業	1,369,974	338,583	48,475
	前期指定管理経費余剰額返還支出	0	1,482,722	87,111
	那覇市体育施設管理経費余剰額返還支出	0	1,482,722	87,111
	支出計 (B)	136,723,016	123,581,008	121,276,828
	収支差額 (A) - (B)	794,443	174,221	776,682

※指定管理者：特定非営利活動法人 那覇市体育協会

5 那覇市営奥武山体育施設

(1) 施設概要

所在地	① 那覇市営奥武山野球場 那覇市奥武山町 42 番地の 1 ② 那覇市営奥武山屋内運動場 那覇市奥武山町 50 番地の 1 地先 ③ 那覇市営奥武山トレーニング室 那覇市奥武山町 42 番地の 1 地先 ④ 那覇市営奥武山体育施設 共用部分 那覇市奥武山町 42 番地の 1 地先
所管部署	生涯学習部 市民スポーツ課
設置目的	スポーツ・レクリエーション活動の普及及び振興を図り、その他文化的な行事の用に供するため
設置根拠	那覇市営奥武山体育施設条例
施設の概要	那覇市営奥武山体育施設 管理対象面積（全体） 50,395.35 m ² ① 那覇市営奥武山野球場 ア 供用開始日 平成 22 年 4 月 3 日 イ 施設の種別 野球場 ウ 構造 RC造・鉄骨造（屋根） 地上 3 階建て エ 施設内容 （主施設）グラウンド、観客席 （附属施設）応接室、医務室、会議室、貴賓室、競技運営室、大会主催者室、記録室、審判員室、整備員控室、ロッカールーム、ウォーミングアップ室、シャワールーム、次選手控室、審判員控室、警備員室、室内ブルペン、ダッグアウト、カメラマン席、切符売り場、野球資料館

	<p>② 那覇市営奥武山屋内運動場 ア 供用開始日 平成 22 年 4 月 3 日 イ 施設の種別 屋内運動場 ウ 構造 R C 造・鉄骨（屋根） 地上 2 階建て エ 施設内容 (主施設)アリーナ (附属施設)更衣室</p> <p>③ 那覇市営奥武山トレーニング室 ア 供用開始日 平成 22 年 4 月 3 日 イ 施設の種別 トレーニング施設 ウ 構造 S 造・平屋建て エ 施設内容 (主施設)トレーニング室 (附属施設)更衣室</p> <p>④ 那覇市営奥武山体育施設 共用部分 ア 供用開始日 平成 22 年 4 月 3 日 イ 施設内容 駐車場、エントランス、芝生広場、ボールパーク、その他</p>
事業の概要	<p>ア スポーツ・レクリエーション等のための施設、設備等の提供に関する事 イ スポーツ・レクリエーション等の指導及び普及に関する事 ウ その他教育委員会が必要と認める事業</p>

(2) 指定管理者の指定

指定管理者は、公募で那覇市スポーツ推進審議会への諮問、答申、庁議の承認及び那覇市議会の議決を経て指定している。

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	特定非営利活動法人 那覇市体育協会
代表者	平良 悟
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
設立目的	那覇市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツ精神を培い、スポーツ・レクリエーションの普及・振興を図り、那覇市民の体育文化の発展に寄与することを目的とする。
設立年月日	平成 14 年 12 月 27 日

事業内容	1 特定非営利活動に係る事業 (1) スポーツ等の行事の開催に関する事 (2) スポーツ等の大会に、那覇市の代表選手を派遣すること (3) スポーツ等の団体の育成強化及び連絡調整に関する事 (4) スポーツ等の指導者の資質の向上に関する事 (5) スポーツ等の指導及び普及活動に関する事 (6) スポーツ少年団の育成に関する事 (7) 公の施設の指定管理事業に関する事 (8) その他この法人の目的達成のために必要な事業 2 その他の事業 (1) 物品販売又は物品貸付等の事業
指定管理業務の内容	那覇市営奥武山体育施設（那覇市営奥武山野球場、那覇市営奥武山屋内運動場、那覇市営奥武山トレーニング室）の管理運営

(4) 管理運営の内容

那覇市営奥武山体育施設の指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりである。

ア 利用許可に関する業務

イ 次に掲げる事業の企画及び実施に関する業務

(ア) スポーツ・レクリエーション等のための施設、設備等の提供に関する事

(イ) スポーツ・レクリエーション等の指導及び普及に関する事

(ウ) その他教育委員会が必要と認める事業

ウ 体育施設の維持管理に関する業務

エ その他教育委員会が必要と認める業務

(5) 利用料金及び指定管理料

那覇市営奥武山体育施設の利用料金は、那覇市営奥武山体育施設条例第9条で規定され、指定管理料(消費税及び地方消費税相当額含む)は年間7,700万円となっている。

(6) 利用者の推移

単位：人

年度 施設名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
那覇市営奥武山野球場	232,191	410,649	304,892	29,698	61,875
那覇市営奥武山屋内運動場	404,023	219,982	212,749	21,401	17,171

那覇市営奥武 山トレーニング 室	18,193	16,617	14,395	8,097	6,400
------------------------	--------	--------	--------	-------	-------

(7) 事業収支

単位：円

		費目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業活動による収支	収 入	指定管理料	75,600,000	85,172,397	77,000,000
		利用料金収入	45,548,632	12,583,604	16,384,730
		修繕費	4,279,613	4,434,266	4,498,265
		提案事業収入	2,690,070	135,110	325,270
		その他の収入	3,764,050	5,016,800	12,842,536
		収入計 (A)	131,882,365	107,342,177	111,050,801
	支 出	管理費	49,655,162	43,089,198	45,110,701
		人件費	41,291,797	38,802,212	40,403,948
		給与・法定福利費 ・退職等	41,291,797	38,802,212	40,403,948
		事務費	1,198,578	640,750	619,998
		旅費・委託料他	1,198,578	640,750	619,998
		租税公課費等	7,164,787	3,646,236	4,086,755
		事業費	72,349,878	62,679,415	64,979,375
		施設管理費	72,349,878	62,679,415	64,979,375
		通信運搬費	216,360	214,697	208,116
		消耗品費	6,777,515	3,025,071	4,329,310
		修繕費	4,279,613	4,434,266	4,498,265
		印刷製本費	604,780	96,085	17,600
		燃料費	257,217	202,573	218,611
		光熱水費	21,052,904	16,386,531	15,868,159
保険料	346,150	343,930	315,820		
委託料	37,319,790	36,701,176	37,883,425		
手数料	451,878	178,026	387,561		
使用料及び賃借料	1,038,671	1,092,060	1,247,508		
雑費	5,000	5,000	5,000		

	提案事業	483,922	19,646	239,247
	スポーツ教室事業	483,922	19,646	239,247
	前期指定管理経費余剰額返還支出	2,036,295	4,217,054	0
	奥武山体育施設管理経費余剰額返還支出	2,036,295	4,217,054	0
	支出計 (B)	124,525,257	110,005,513	110,329,323
	収支差額 (A) - (B)	7,357,108	-2,663,136	721,478

※指定管理者：特定非営利活動法人 那覇市体育協会

第8 監査結果

1 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

財政援助団体等監査に対する指摘事項等は、次のとおりである。

なお、指摘事項等は、次の区分によるものとする。

* 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

* 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

* 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

* 要望事項

予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(1) ちゃーがんじゅう課、市民スポーツ課に対する共通指摘事項等

ア 口頭による協議について（要望事項）

ちゃーがんじゅう課と指定管理者においては、年度協定で予定されていない備品購入に関する協議が行われたようであるが、協議結果等が書面化されておらず、どのような協議がなされたか確認できない。

また、市民スポーツ課と指定管理者においては、緊急に対応する必要があったことから、基本協定の定めとは異なる修繕をするためになされた2件の協議について、協議結果等が書面化されていない。

基本協定や年度協定で予定されていないことなどについて指定管理者と協議を行う場合には、口頭のみでの協議では、両者の認識や記憶等の相違によりトラブル等が生じるおそれもあることなどから、協議結果等を書面化しておくことが望ましい。

(2) ちゃーがんじゅう課に対する指摘事項等

ア 指定管理に係る管理口座について（是正事項）

那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター及び那覇市辻老人憩の家の指定管理に係る管理口座については、当該3施設及び指定管理以外の他の施設等も含めたひとつの口座で管理されていた。

各施設の収入及び経費に関する管理口座については、それぞれの指定管理者募集要項において、団体自体の口座とは別に指定管理者口座を設け管理する旨とされている。また、各施設の管理に関する基本協定書第5条第2項においては、本業務と自主事業の経理状況を明確にするために口座は別々に開設すると定めている。

今後は、指定管理に係る収支を明確にするためにも、管理施設ごとの口座で管理するよう指導されたい。

イ 指定管理に係る備品購入費について（是正事項）

那覇市末吉老人福祉センター及び那覇市壺川老人福祉センターにおいて、備品（複合機及びパソコン）を購入している。

指定管理者制度に関する指針Ⅲ7(2)では、指定管理料の額の設定は、施設ごとに指定管理者が行う施設管理、業務内容等について必要とされる経費の総額から修繕費及び備品購入費を除くとされている。また同指針(4)で、施設の修繕または備品の購入については、指定管理者が行った方が業務の効率が図られると認める場合は、当該修繕又は備品購入に要する費用を指定管理料とは別に概算で支払うことができるとされており、その場合には、基本協定書第5条第2項で備品購入費等の支払いの詳細については年度協定書に定めるものとされている。

令和2年度那覇市末吉老人福祉センターの管理に関する年度協定書、令和2年度那覇市壺川老人福祉センターの管理に関する年度協定書には、備品購入費の額の定めがなく、指定管理料から備品が購入されており、所管課はその事務執行について適切に把握していなかった。

指定管理に係る備品購入については、指定管理者制度に関する運用指針及び基本協定書に基づき適切に処理を行われたい。

ウ 実地調査結果の通知について（是正事項）

所管課は、令和2年度指定管理に関し、那覇市指定管理者に関するモニタリング実施基本要綱第3条第3項第5号の実地調査を、那覇市辻老人憩の家は令和3年5月24日、那覇市壺川老人福祉センターは同年5月28日及び那覇市末吉老人福祉センターは同年6月29日にそれぞれ実施している。

当該実地調査については、実地調査に関し必要な事項を定めた那覇市指定管理者実地調査要領第6において、調査結果を指定管理者に通知するものと定められている。

しかしながら、当該実地調査要領に基づく指定管理者への調査結果の通知は行われていない。

実地調査結果については、当該要領に基づき適切に指定管理者への通知を行われたい。